

医療連携推進方針

1. 医療連携推進区域

神奈川県厚木市、海老名市、座間市、綾瀬市、大和市、愛川町、清川村

2. 参加法人

- (1) 社会医療法人ジャパンメディカルアライアンス（海老名総合病院、座間総合病院、海老名メディカルプラザ、JMA海老名訪問看護ステーション、ケアネット海老名、ケアネット座間、介護老人保健施設アゼリア）
- (2) 医療法人社団神愛会（オアシス湘南病院、ほほえみケアネット）
- (3) 医療法人社団静岡メディカルアライアンス（今里クリニック）
- (4) 医療法人博清会（海老名田島クリニック）
- (5) 社会福祉法人ケアネット（特別養護老人ホームシェ・モア、特別養護老人ホーム陽だまり、特別養護老人ホームさつき、特別養護老人ホーム和心）

3. 理念・運営方針

(1) 理念

「持続可能かつ地域完結型の医療・介護サービス体制の充実により地域の皆様に貢献する」

(2) 運営方針

- ① 「脳卒中」「急性心筋梗塞」「外傷」等の救急医療の強化とともに、病院間連携によるがん診療の医療圏内における診療体制の充実をはかり、地域住民に安心、安全且つ質の高い医療サービスを提供する。
- ② 参加病院、施設間の連携を超えた一体化を推進し、特に患者・利用者の受入体制の一元化を実現させることにより、シームレスな地域包括ケアシステムの構築に寄与する。
- ③ 限りあるリソースの有効活用をはかるため、参加法人間で連携し二次医療圏の医療を支える人材の育成に注力し、質の均質化と継続的向上、永続的に安定した医療・介護サービスの提供を目指す。

4. 病院等相互間の機能の分担及び業務の連携に関する事項及びその目標

① 医療、介護従事者の共同研修および相互交流

医療安全や感染対策等についての共同研修の実施や、医療・介護従事者の相互交流により、様々な医療・介護現場を経験することで、職員の能力研鑽と組織の活性化、県央医療圏の医療・介護水準の向上に貢献する。

② 医療事故や感染症発生、災害発生等の緊急時における情報共有および相互支援

医療事故や感染症発生、災害発生等に備えて緊急連絡体制を整備し、緊急時には各参加病院等の医師、看護師、薬剤師が情報提供などを行うことで迅速かつ適切な対応を支援する。また、参加病院間で医療事故や感染症発生に関する過去の事例や対応経験の情報を共有し、これらの取り組みにより安心、安全な医療を地域住民に提供する。

③ 医療の質の向上に資する事業

参加病院等における設備等のリソースを有効活用することで、検査や診療の質を高めるための取り組みについて検討を進め、地域住民が受けることができる医療サービス品質の向上をはかる。

④ 検査機器、情報機器の共同利用

参加病院等における検査機器、情報機器の保有状況を調査し、これらの機器の共同利用の可否を協議し、設備投資の抑制による経営の効率化を進める。

⑤ 医薬品、医療材料、医療機器の共同購入の調整

参加病院等における医薬品、医療材料、医療機器の使用情報の共有を進める。さらに、医薬品、医療材料、医療機器の共同購入の調整や一括価格交渉の実施について検討する。

⑥ 患者、利用者の送迎一元化

参加病院、施設等における各々の患者、利用者向け送迎バス等の運営について一元化の検討を進め、経営の効率化とともに地域住民の利便性向上に貢献する。

⑦ 給食サービスの共同利用

参加病院、施設等に対する給食サービスの一元的な運用について検討を進め、委託業者との調整や価格交渉を担うことで、参加施設における給食サービス水準の平準化と、人員不足による給食運営の困難といったリスクへの対応を行う。

⑧ 診療機能の分担と強化

参加病院等の強みや特色を活かし診療体制を強化する。具体的には、参加病院等の病床利用状況の分析、スムーズな転院体制の整備等を通じて、超急性期から回復期および慢性期、さらには在宅医療に至るシームレスな診療体制の構築を推進する。さらに、県央医療圏の医療需要に応じた診療機能の分担や病床配分についての研究を進める。

⑨ その他関連する事業

参加病院、施設以外の医療機関や介護施設等とも情報交換をはかり、県央医療圏における医療機関や介護施設等の協調を進める足掛かりとする。

5. 介護事業その他地域包括ケアの推進に資する事業に関する事項

医療、介護、介護予防、住まい、生活支援等のサービスを包括的に提供できる地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を支援する。具体的には、医療のみならず在宅ニーズへ対応できる薬局や生活関連サービスとの連携等、他業種との連携強化をはかりながら暮らしを支える仕組みの充実を推進する。

(記載上の注意事項)

- 「2」については、参加法人、参加病院等及び参加介護施設等の名称を記載すること。
- 「4」については、地域医療構想の達成の観点から参加病院等が実施する機能分担及び業務連携について記載すること。
- 「5」については、医療法第70条の2第4項に基づき、参加病院等及び参加介護施設等の相互間で業務連携を実施する場合に記載すること。